

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
広島港航行安全対策検証業務 R3.10.20~R4.3.29 建設コンサルタント等業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所 長 井山 繁 広島県広島市南区宇品海岸3-10-28	R3.10.20	(公社)瀬戸内海海上安全協会 広島県広島市南区的場町1-3-6	2240005012774	会計法第29条の3第4項 本業務は、広島港出島地区の工事に関わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。簡易公募型プロポーザル方式により公示を行ったところ、1社から参加表明書が提出された。広島港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会において、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、1社へ技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会において総合的に評価した結果、公益社団法人瀬戸内海海上安全協会を本業務の契約相手方として特定したものである。 (簡易公募型プロポーザル)	17,138,000	17,105,000	99.81%	-	公社	国認定	1者	
令和3年度 狩野川河川環境検討業務 R3.10.28~R4.12.16 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 渡部 正一 静岡県沼津市下香貫外原3244-2	R3.10.27	令和3年度 狩野川河川環境検討業務 東京建設コンサルタント・リバーフロント研究所設計共同体 (公財)リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1-17-24号	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、平成12年12月に策定した「狩野川水系河川整備基本方針」のうち、流域及び河川の自然環境・河川空間の利用状況(以下「河川環境」という)及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量(以下「正常流量」という)について、策定以降の狩野川流域の自然条件、流域の社会条件、河川水の利用実態等の諸条件、また、狩野川流域に関する最新の研究や調査結果・成果等を踏まえ、狩野川の河川環境及び正常流量に関する内容について点検及び更新を行い、変更案を作成するものである。 左記業者は、企画提案書の提出があった2者のうち、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、特定テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	39,523,000	39,523,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
R3利根川下流事業計画検討業務 利根川下流河川事務所管内 R3.11.2~R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川下流河川事務所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原41419	R3.11.1	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流河川事務所管内における河川改修、河川維持管理、河川調査、河川防災を一体的に進めるための基軸となる短期から中期の事業計画(案)策定に向けて必要となる、資料集並びに基本事項の整理・検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、利根川下流における整備方針検討にあたっての着目点とその検討方針について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3利根川下流事業計画検討業務河川財団・シフィックコンサルティング設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	15,224,000	15,180,000	99.71%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
高知海岸みなどカメラシステム基本設計等業務 R3.11.5～R4.5.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 相澤 幹男 高知県高知市種崎874番地	R3.11.5	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、高知海岸において直轄工事の施工管理及び災害事故時等の危機管理を含めた施工管理に活用することを目的として、みなどカメラの設置場所、通信方法、設備等について設計を行うものである。このことから、高度・専門的な技術力を要求される業務と判断し、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	10,395,000	10,329,000	99.37%	-	公社	国認定	1者	
令和3年度 吉野川流域生態系ネットワーク検討業務 徳島河川国道事務所 R3.11.12～R4.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 新宅 幸夫 徳島県徳島市上吉野町3-35	R3.11.11	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務を遂行するためには、河川環境の評価の分析及び生態系ネットワーク検討について高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める技術内容等に合致し、最も優れた提案であると認められたため、左記業者を特定したものである。 よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	13,420,000	13,420,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの発展のあり方検討業務 R3.12.6～R4.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 吉永 宙司 香川県高松市サンポート3番33号	R3.12.6	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、フェリー・RORO船舶自動運航技術や国内外のユニットロードターミナルの自動化・AI技術等新技术の普及に合わせた四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの発展のあり方等について検討し取りまとめる必要がある。このことから、高度・専門的な技術力を要求される業務と判断し、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	13,112,000	12,980,000	98.99%	-	公社	国認定	1者	
千葉国道道路維持管理効率化検討業務 3M13千葉国道事務所管内 R3.12.8～R4.3.20 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局千葉国道事務所長 小島 昌希 千葉県千葉市稲毛区天台5-27-1	R3.12.7	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、千葉国道事務所において、道路維持管理業務の負担軽減およびICTの積極的な活用に着目し、道路維持管理効率化の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とする ことから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	19,987,000	19,987,000	100.00%	-	公財	国認定	6者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R3利根川下流域自然環境調査等業務 利根川下流河川事務所管内 R3.12.18～R4.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川下流河川事務所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原イ4149	R3.12.17	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、関東エコジカル・ネットワーク形成事業の一環として、利根川下流域において多様な生物の生息・生育が可能な河川環境及びその周辺(堤内地)の調査を行い、コウノトリ等の指標種を選定し、これらのシンボルとなる生きものを通じた地域振興・経済活性化や流域治水等の取組を関係自治体及び関係団体との協働・連携を図るための情報収集を行い、「利根川下流域エコネット地域づくり推進協議会(仮称)」(以下、協議会)設立に向けた準備・検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、エコジカル・ネットワークを通じた地域振興・経済活性化の検討手法について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人 日本生態系協会は技術提案をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を締結するものである。	13,915,000	13,867,700	99.66%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。